岩手県告示第659号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成29年8月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社谷地林業
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町荷軽部第3地割18番地
 - ウ 代表者の氏名 谷地譲
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第5370号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月14日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成29年8月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社小野寺工務所
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第24地割20番地5
 - ウ 代表者の氏名 小野寺壽
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第5854号
 - (3) 処分の内容 しゆんせつ工事業及び熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月10日付けでしゆんせつ工事業及び熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があり、この ことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成29年8月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 大田商会
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字上山53番地7
 - ウ 代表者の氏名 大田勝介
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-24) 第5912号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月8日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成29年7月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 御堂重機有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町沼宮内第22地割37番地8
 - ウ 代表者の氏名 早坂嘉幸
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-26) 第20023号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般 建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年7月27日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツクエ

事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成29年8月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 エス・エヌ・アイ株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市肴町3番25-301号
 - ウ 代表者の氏名 西舘栄
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-24) 第20270号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般 建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月9日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツクエ 事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年8月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社Miura
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田下川原53番地3
 - ウ 代表者の氏名 三浦潤
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-24) 第20735号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年7月31日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4 号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年8月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 ライフワーク
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区字沖田76番地1
 - ウ 代表者の氏名 細川幹雄
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第60196号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年7月21日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年8月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ゴトウ重機
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字高縁107番地4
 - ウ 代表者の氏名 五嶋徳市
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-27) 第60253号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年6月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 奈々家

- イ 主たる営業所の所在地 一関市新町4番14号
- ウ 代表者の氏名 千葉正樹
- 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-25) 第70145号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般 建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年6月13日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工 事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年7月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社テレクス中央
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第17地割9番地24
 - ウ 代表者の氏名 工藤正義
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-25) 第140071号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年7月31日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1 項第4号に該当する。